

「欧州福祉レジームと旧社会主義新規加盟国—チェコ共和国を事例に」

中田瑞穂 (明治学院大学)

mnakada@k.meijigakuin.ac.jp

「報告の成果と課題」

本報告の目的は、EU レベルでの社会政策が、旧社会主義の新規加盟国にどのような影響を与えているのか、チェコ共和国の事例を通して検討することであった。社会政策は加盟国の権限に委ねられている分野であり、加盟国の間でも福祉レジームの違いとして知られる大きな差異が現存している。しかし、現在ユーロ危機を経て、社会政策の差異が維持できるのか、単一通貨と多様な福祉レジームは両立できるのかという疑問が呈されている。

EU はアムステルダム条約以降、特に 2000 年のリスボン戦略以来、「貧困」や「社会的排除」を根絶するための具体的な手段として、雇用と労働市場政策を通じた社会的統合を目標として掲げてきた。社会主義体制のもとで独自の社会政策を展開し、その後民主化、民営化の過程の中で、社会政策の改革を行ってきた旧社会主義の新規加盟国にとって、EU レベルでの社会政策はどのような影響を与えているのだろうか。

本報告では、まず、2004 年の加盟前後の時期に存在した、新規加盟国のネオリベラルな社会政策が、底辺への競争を引き起こすという議論に言及し、実際の加盟後の新規加盟国の社会給付水準が、EU 平均と比べて全般的に低いわけではなく、雇用保険では低いが、疾病手当は高いなど、政策ごとに異なること、さらに、旧社会主義諸国の間でも制度的な遺産と政治状況の違いによって大きく異なることを指摘した。また、新規加盟国の加盟交渉時には、並行して議論されていたリスボン戦略がコンディショナリティ的な役割を果たすことはなかったことも指摘した。

続いて、チェコ共和国の社会政策について、年金政策、家族政策、教育政策の 3 分野に関して具体的に紹介した。年金制度は賦課方式の義務的公的年金が中心であり、財政面での国家パターンリズムは財政を圧迫している。但し、現行制度は所得の少ない層に有利であり、高齢者の貧困率も低い。家族政策では、民主化後保育園の大多数が閉鎖され、代わりに育児休暇期間が 4 年まで延長され、家で子供の面倒を見ている親（大多数が母親）には親手当が支給された。これは、女性の統合に逆行する政策であり、この政策が若い子供を持つ女性の就業率の低さ、ジェンダー賃金格差、出生率の低下をもたらしている。教育制度では、10 歳と 12 歳という早期に優秀な生徒が分離され、ギムナジウムで教育を受けるため、一般中等学校における学力低下や、社会的流動性の低下が起こっている。職業教育の現代化の遅れ、大量に増加した私立を含む高等教育機関の質保障も深刻な問題である。このように、チェコ共和国では、ネオリベラリズム的要素は小さく、普遍主義的な要素、国家パターンリズム的な要素、階層やジェンダーの役割固定につながる保守的な要素がハイブリッド的に混在している。

最後に、リスボン戦略を引き継ぐ Europe 2020 のガイドラインに照らし、チェコが現在 EU から受けている勧告を紹介した。年金改革や、若い子供のいる女性、若者、高齢者の労働市場への統合、職業訓練の改善や生涯教育などの課題への取り組みの必要性は繰り返し指摘されているが、政治的な障害も大きく、実現はほんのわずかずつか進んでいない。

本報告の課題としては、旧社会主義国家における社会サービスの担い手の解明、スロヴァキアやその他の等中欧諸国と比較した場合のチェコの位置づけ、人の自由移動や財政制約など EU により明確な権限のある分野での新規加盟国の政策などとの比較など、研究会参加者の皆さまより、重要なご示唆をいただいた。ぜひ、今後の研究につなげていきたい。